

# 入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和8年4月14日

岩手県環境保健研究センター 所長 永井 榮一

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度ツキノワグマヘア・トラップ調査業務委託
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 調査場所 岩手県奥州市および一関市の20地点。仕様書内図1参照。
- (4) 契約期間 契約日から令和8年10月31日
- (5) 入札方法

(1)の件名で、総価で入札に付する。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 東北地方に本社、支店又は営業所を有していること。
- (3) 過去に国又は地方公共団体の発注における本業務と同種の業務を履行した実績を有すること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、岩手県から入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。
- (5) 岩手県から、一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づき、入札参加制限又は文書警告等の入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (6) 岩手県から、県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づき、指名停止又は文書警告に伴う非指名等の入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (7) 課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税に係る滞納がないこと。また、岩手県の県税に係る納税義務がある者にあつては、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第3条に掲げる税目に滞納がないこと。
- (8) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 入札説明書の交付を受け、入札説明書にある一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）を提出した者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先

- (1) 交付期間 令和8年4月14日から令和8年4月27日までの岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日という。」）を除く午前9時から午後5時まで（4月27日は正午まで）
- (2) 所在地 盛岡市北飯岡一丁目11-16
- (3) 機関名 岩手県環境保健研究センター企画情報部
- (4) 電話番号等 電話：019-656-5666 FAX：019-656-5667

なお、(1)の交付期間中は、休日を含めて24時間岩手県の下記のホームページからダウンロードできる。

トップページ > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > その他入札情報

### 4 入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 期日 令和8年5月12日（火） 午後1時30分
- (2) 場所 盛岡市北飯岡一丁目11-16 岩手県環境保健研究センター 1階 研修室

### 5 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に関して質問等がある場合は、書面（様式任意。ファックスによる提出可）により令和8年4月23日（木）正午までに3に示す問い合わせ先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加希望者に対し、令和8年4月24日（金）午後5時までにファックスにより通知する。

### 6 入札保証金に関する事項

入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県環境保健研究センター出納員に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 その他必要な事項

- (1) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (3) 入札行為を代理人に委任する場合には、必ず委任状を提出すること。
- (4) 電信入札、郵便入札は認めない。
- (5) 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。